

使用施設使用前確認申請時期について

1. 概要

核燃料物質使用施設（以下「使用施設」という。）について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第55条の2第3項の規定によりおこなう、使用前確認の申請時期等について以下の通り考えている。

2. 使用前確認の申請時期の考え方について

使用施設の使用前確認については、「使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド」（GL0001_r0）（以下「ガイド」という。）の「3.3.1(1)使用前確認の申請時期」において、「申請された後に行う使用前確認の事務手続き等を踏まえて、初回の使用前事業者検査*1 予定日の一月前までには確認申請がなされることが望ましい。」と記載されている。使用前検査については、原子炉等規制法第55条の2第2項において、使用者が、以下の事項への適合を確認することが求められている。

- ① その工事が第五十二条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。
- ② 原子力規制委員会規則で定める技術上の基準*2 に適合するものであること。

使用施設においては、試験研究炉施設等と異なり設計及び工事の方法の認可という制度がないため、使用の許可が得られた後は使用者の判断により工事及び使用前検査を行うこととなる。そのため、工事の内容に応じて、上記①及び②の確認ができる時期として使用前検査の実施予定時期を定め、その一月前までに使用前確認申請を行うことを考えている。なお、使用前確認においては、ガイドに基づき、使用前検査の実施状況の確認として、使用者が実施する使用前検査の一連の活動について、記録等により確認されるものと認識している。

*1：使用施設においては使用前検査

*2：使用施設等の技術基準に関する規則により規定される基準